

けですから、そういったところでやっぱり一緒になって募集して、やりたいという人を育てる、ここから始めなきゃいけないですよ。

あと、森林を所有されているのはほとんどが個人の民有林というのもいっぱいありますけども、一番は多分手に負えないと思っておられる生産森林組合なんですよ。これは伊佐沢でもね、多分五十川とか、白兔とか、みんな山をお持ちのはずなので、そこをどういうふうに生かしていくかというところをむしろ一緒になって、市で何か考えろではないですよ。考えようがないです。何しろ長井市の農林課のほうに担当はいますけども、担当で山へ行ったことある人ってほとんどいないですよ。実際の山ですよ。林道ぐらいは入ったことは、もちろんあるわけですよ。多分、赤間参事とか、それから今、農林課の補佐とかあたりぐらいしかいないんですよ。いや、本当に市ですらない。そういう状況なので、カーボンニュートラルの視点というのは非常に新しい視点なんですけど、相当難しいです。

したがって、これはずるい言い方ですけども、私のほうとしては、お金もないわけですから、だから民間のいわゆる市有林を民間に植林してもらおうということでの発想で、一応今、声をかけさせていただいているところはあります。大手の企業さんなのですけども、もしかしたらご活用いただければ、そこから何か活路が見いだせるかもしれません。

やっぱり長井市でできるというのは、お金もない、人もいない、ノウハウもない、ないないづくしなんですよ。それはむしろ私から言えば、今回、渡部正之議員は林業の担い手でいらっしゃいますから、何かいい提案をいただけるのかなと思って期待しておったんですが、今後ともよろしく願いいたします。すみません、長くなりました。

○浅野敏明議長 3番、渡部正之議員。

○3番 渡部正之議員 ぜひ一緒に私も考えていきますし、やはり危機感を持っているんですよ。山守らなくて、やっぱり災害なんかもすごく怖いですし、そういったところの意識を高めていかなければならないなと私自身、思っておりますので、そういったところで一緒に考えていきたいなと思っております。

あと、山岳観光についてでありますけれども、やはり市内中心部から登山口に近いということで、やっぱり条件的にも恵まれておりますし、こういった観光については先ほど内容議員の質問の中での答弁で、やはりインバウンドのそういった広がりも出てきているということでありますので、ぜひそっちの方向でもよりよい山岳観光に進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○浅野敏明議長 ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時20分といたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時20分 再開

○浅野敏明議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

竹田陽一議員の質問

○浅野敏明議長 順位5番、議席番号5番、竹田陽一議員。

(5番竹田陽一議員登壇)

○5番 竹田陽一議員 共創長井の竹田陽一です。本日最後の質問者になりますが、よろしくお願

いをいたします。

新型コロナウイルス感染症感染拡大が長期化している中、連日のように介護施設でのクラスター発生が報告されております。ご案内のとおり、介護サービスは要介護者や家族の生活には欠かすことができないものです。この冬には第七波を上回る感染拡大が発生する可能性があり、加えてインフルエンザも同時に流行することが懸念されております。介護従事者の皆さんには、緊張と疲労がピークにあると思いますが、高い使命感を持って懸命に業務に当たっていただいていることに対し、敬意と感謝を申し上げます。

過日、新型コロナウイルスをインフルエンザと同じ分類に引き下げる見直しに着手することが報じられました。見直しにより、治療薬や治療費が自己負担となりますが、自宅療養においても飲み薬と治療が安心して受けられる体制を整うことを願っております。

さて、本定例会における一般質問は、1つは農地利用を土台とする地域農業の持続的発展について。1つは、認知症にやさしいまちづくりの推進について。1つは、児童センター等の遊具等の安全確保についての3件であります。

まず初めに、農地利用を土台とする地域農業の持続的発展について伺います。高齢化、人口減少が本格化している中、地域の農業を支えてこられた方たちの減少と高齢化が進展しております。本市の基幹的農業従事者は、平成22年から令和2年までの10年間で1,135人から789人と、346人減少し、65歳以上の割合である高齢化率は59%から73%に上がっています。リタイアする農家の農地を引き受けてくれる担い手がない、後継者がいないので農地をどうしたらよいか、このような農地の問題は至るところから耳にするようになりました。

このような中で、これからの地域の農業を担っていく世代が効率的な農地利用を行うため、農地の集積や集約を進めることは待ったなしの

状況となっています。

このような背景から、先般の農地関連法の改正により、市町村は農地利用の将来像を描く人・農地プランを、令和7年3月までに地域計画として策定することとされました。目標地図を基に将来の利用者を特定するほか、農地を農業利用と保全管理に分けて地域計画を作成することとしています。これまでは、農地の受け手は認定農業者を位置づけていましたが、目標地図では中小規模や半農半Xも経営の対象としています。

10年先の地域の農業を、誰がどう守っていくのか。地域農業の持続的発展に向け、将来的な農地の集積・集約につなげるとともに、農業を担う者の確保・育成が課題となっています。

これらを踏まえ、以下、質問します。

1つ目、本市の新規就農者の状況について伺います。県内で新たに農業に就いた人は、今年5月までの1年間で、昭和60年以降最多の358人との発表がありました。本市の新規就農者や農業経営体の状況及び農業者の年齢構成について、農林課長にお伺いします。

2つ目、担い手対策の変化について伺います。担い手からは、これ以上の農地は受け入れられないとの限界感を訴える声が出ています。地域計画では、中小規模や半農半Xなどに利用する農地を定めるとしています。多くの担い手を確保していくことは現場の実態に即したもので、規模拡大一辺倒だった担い手対策の変化の兆しと見られますが、どのように受け止めていますか。農林課長にお伺いします。

3つ目、農用地利用改善団体への助成拡充について伺います。本市では、今限りで農地利用最適化推進委員が廃止されることから、利用権設定等の促進に取り組む、農用地利用改善団体の役割の重要性が一層増すものと思います。また、今後の利用権設定対象地は条件不利地が多いことなどから、権利調整はこれまで以上に

困難さが想定されるため、農用地利用改善団体の活動を支える助成金を拡充してはいかがですか。市長の見解をお伺いします。

4つ目、農業経営の法人化の推進について伺います。農業従事者は年々高齢化し、今後一層の減少が見込まれることから、担い手の確保が困難となり、農業の持続が懸念される地域が発生する可能性があります。

地域農業を支えてきたものは家族農業経営や兼業農家であり、それらは今後も一翼を担う存在であります。一方、人材や後継者の確保が有利となる農業法人の活躍も期待される場所です。地域計画の策定を機会として、法人化などの課題に対し、専門家の派遣、経営相談指導等の伴走型支援が必要と思いますが、産業参事の見解をお伺いします。

5つ目、地域計画の今後の進め方について伺います。地域計画は、作成する地域の農業事情に最もふさわしい方法で進めることが大切と考えます。地域の話合いがうまくいくかどうかは、市や関係機関の事前準備にかかっています。例えば、話合いの前に農家の意向調査や中心となる経営体との意見交換などを行っておくことが、スムーズな話合いにつながると思います。地域計画の今後の進め方について、産業参事にお伺いします。

次に、認知症にやさしいまちづくりの推進について伺います。認知症は誰しもがなり得る症状です。2025年には高齢者の5人に1人に当たる、約700万人が認知症になるとの推計があります。現在、認知症であるかないかを問わず、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる社会が目指されています。買物、友人や知人と会う、外食に行く、趣味活動など、住み慣れた地域でこれまでの生活の延長として行うことは、高齢者にとってとても安心できることです。特に認知症の人においては、心理面や行動面の安定につながります。認知症になると、介護保険

サービスを利用することが多くなると思われませんが、その時間以外にどのように地域で認知症の高齢者を見守っていくのが課題となっております。これらを踏まえ、以下、質問します。

1つ目、認知症サポーターの活動拡大について伺います。認知症サポーターは認知症への理解を契機に自主的に活動しております。認知症の方や家族からのニーズが増す中、サポーターの活動の場をさらに拡大する必要があると考えますが、今後どのように取り組みますか。長寿介護・地域包括支援センター担当課長にお伺いします。

2つ目、コロナ禍における認知症カフェの活動状況について伺います。認知症カフェは、認知症の患者や家族、介護関係者らのフラットな交流の場ではありますが、これまでに築いてきたつながりを維持するための取組など、コロナ禍の認知症カフェの状況について、長寿介護・地域包括支援センター担当課長にお伺いします。

3つ目、認知症行方不明者の早期保護について伺います。認知症の人や家族の負担軽減を図るとともに、早期に発見して保護し、安全を確保するため、見守りシールを交付してはいかがですか。鈴鹿市においては、衣服などにQRコードがついたシールを貼り付けておき、発見者がQRコードを読み取ると家族などに通知される仕組みのようですが、市長の見解をお伺いします。

4つ目、仮称認知症にやさしいまちづくり条例の制定について伺います。依然として認知症になると何も分からなくなるというイメージを持つ人が多いようですが、周囲や本人の正しい理解があれば、認知症の人が尊厳を持って住み慣れた地域で安心して暮らし続けられると思います。認知症の人が役割を持ち、希望する暮らしを続けられる社会の方向性を示す条例を制定してはいかがですか。市長の見解をお伺いします。

次に、児童センター等の遊具等の安全確保についてお伺いします。今年9月、静岡県で3歳女児が通園バスに放置され死亡いたしました。昨年5月、福岡でも同様の事件が起きたばかりであります。楽しいはずの通園で幼い命を失う悲劇を繰り返してはなりません。来年4月から安全装置の設置が義務づけられましたが、機器をうまく活用しつつ、人の目で安全管理を徹底することが重要と考えます。

さて、児童センターのプールや固定遊具は日々風雨にさらされています。さびや緩み、金属疲労などで消耗していきます。見える部分だけでなく、内部が破損している場合もあります。したがって、日々の目視点検だけでなく、専門家の定期的な点検も重要であります。

児童センターの日常生活には、多くのヒヤリ・ハットが潜んでいます。ヒヤリ・ハットという気づきがあることで事故を防げる可能性があります。1件の大きな事故の背景には、29件の軽い事故と300件のヒヤリ・ハットが存在していると言われます。本市の児童センターにおいては、保育士同士がヒヤリ・ハットの事例を共有し、子供たちを危険から守っていただいていると信じております。

一方、保護者にとっても安心して子供たちを預けられる児童センターは強い味方です。大切な命を守るため何よりも気をつけなければいけないのは、子供たちの安全管理ではないでしょうか。全国的に見ると、幼稚園や保育所で起きる事故の報告件数は年々増えているとお聞きします。日々の安全管理に注意して、危険を減らす体制を整えておくことが必要と考えます。これらを踏まえ、以下、子育て推進課長に質問いたします。

1つ目、児童センターにおける固定遊具の設置状況について伺います。鉄棒、ブランコ、滑り台などの遊具が設置されていますが、これら固定遊具の設置状況と、固定遊具の整備方針に

についてお伺いします。

2つ目、児童センターにおけるプール及び固定遊具の事故発生状況についてお伺いします。日頃、プールや遊具の安全管理に努めていただいておりますが、残念ながら、子供の特性などから事故は起こり得ます。プールや固定遊具での事故発生状況についてお伺いします。

3つ目、児童センターにおけるプール及び遊具の点検と対応についてお伺いします。プール及び遊具の異常箇所を発見するためには、日常点検や定期点検が欠かせませんが、点検の頻度及び点検方法についてお伺いします。異常箇所を発見した際の対処方法、事故が起きた場合の対応をマニュアル化し、共通理解を図ることが必要と考えます。

4つ目、地域で設置した固定遊具の安全管理について伺います。固定遊具を常に良好な状態に保つためには、点検と異常を発見した際の維持・修繕の措置が重要であります。また、さびや腐食が進み修繕が不可能と判断された場合は、撤去を進めることとなります。

ところが、集落の広場等の固定遊具については、長期間使用されずさびついているものも見受けられます。事故が発生した場合は、集落等が管理責任を問われるおそれがあります。集落等に対して、固定遊具の安全管理を徹底するよう助言、指導が必要と思いますが、見解をお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございます。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 竹田陽一議員からは大きく3点ご提言、ご質問いただき、私のほうからは、1点目と2点目についての3項目にわたってご質問、ご提言をいただきましたので、お答えを申し上げます。

まず最初に、1点目の農地利用を土台とする地域農業の持続的発展について、竹田議員か

らは、(3)の農用地利用改善団体への助成拡充についてということのご提言でございます。

竹田議員おっしゃるように、農地の集積率が進んだことによりまして、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができる市に、長井市はなったわけでございますけれども、農業委員会で検討を行っていただいた結果、本市においてはほとんどの地区において農用地利用改善団体が機能しておりまして、農地利用最適化推進委員を委嘱しないこととし、農用地の利用集積については農用地利用改善団体に任せるべきとの結論に至ったとのことでございます。

来年度から地域計画の目標地図を作成する必要がありますが、改善団体にもご協力いただくことも必要になると思われまます。農用地利用改善団体につきましても、集落単位で組織しているところから、伊佐沢地区のように地区全体で組織しているところまで様々でございますが、集落に認定農業者が存在しないところもございませす。集落規模の小さな団体がある程度の規模に誘導して利用調整を促進するため、また、目標地図の作成にご協力いただくためにも、ここは議員からご提言いただきましたように、農用地流動化奨励補助金の拡充を検討していかなければならないと考えているところでございませす。

続きまして、2点目の認知症にやさしいまちづくりの推進についてということで、私のほうからは、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けるための環境づくりについて、(3)の認知症行方不明者の早期保護についてのご提言にお答えを申し上げます。

認知症になりますと記憶や判断力の障がいなどが起こり、道に迷ったり、自分の家が分からなくなってしまうことがあります。長井市では、平成25年度から高齢者見守りネットワーク協議会を立ち上げまして、地域における認知症高齢者の見守り体制構築を目的に、地区長、民生・児童委員、警察、消防署、医療機関等の関係機

関と対策を検討しています。また、認知症サポーターによる徘徊声かけ模擬訓練によりまして、実際に道に迷った方を発見した際の安全な場所への誘導や、関係機関への連絡訓練を行っております。平成26年度からは、お出かけ見守り事前登録事業として、あらかじめ認知症高齢者の情報を警察と共有することで、実際に行方不明になったときの早期発見、早期保護につなげております。現在登録されている方は156名で、これまでの登録者のうち14名の方が早期保護に結びついております。

しかしながら、今後の認知症の方の増加に伴い、さらに効果的な対策が必要であると認識しております。竹田議員からありました見守りシールでございますが、衣類に貼り付けたシールのQRコードを読み取ることで、24時間365日、ご家族に通知が届きます。休日・夜間であっても、発見から保護までのやり取りに時間がかかることなく、迅速に対応ができると考えております。本市では、令和5年度からの導入を検討しておりますが、この対策には市民の理解と協力が欠かせませす。見守りシールについて十分に周知を図り、市民の理解をいただいた上で運用してまいりたいと存じませす。

なお、やはりまだまだこれから認知症の方が増えるのは当然、高齢化率が上がりますので、そういうおそれがございませすので、認知症サポーターをやはりもっと増やしていかなきゃいけない。そしてまた、現在登録されている方が156名ということですが、もっともっと、やはり認知症、次のご提言にもつながるんですけども、ご家族の方は自分の家族が認知症になってしまったということ、やはり隠したがるというか、あんまり知られたくないということがまだまだ根強いと思っております。昨日のスタインウェイのピアノのコンサートのときもいろいろお話しになりましたけども、やはり私どもとしましては、インクルーシブ社会をやっぱりつ

くってかなきゃいけない。障がい者の方も、今まではどちらかというと施設に入って、あんまり外と関わり持ちたくないという考えが、やっぱり10年以上前はそういう考えが強かったんですが、今はむしろ社会にそういう障がいをお持ちの方、あるいは認知症の方、当然いらっしゃるわけで、それから、それ以外にも例えば様々な障がいを持っている、性同一性障害とかですね、あとは外国人であったりとか、いろんなことがございますので、そういった差別のない社会をこれからやっぱり我々目指すべきだということから、もっともっと登録の方も増やしていただくことなども併せて進めてまいりたいと考えております。

続きまして、(4)の仮称認知症にやさしいまちづくり条例の制定についてのご提言でございます。認知症対策としましては、令和元年に国の認知症施策推進大綱が取りまとめられまして、それに沿って山形県認知症施策推進行動計画が策定されております。本市におきましても、国・県から示されたとおり、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪として認知症総合支援事業を推進しております。認知症に対する正しい理解のために、認知症サポーター養成、相談窓口の周知のほか、平成28年度に作成しました長井市認知症ガイドブックを刷新し、11月1日に全戸配布したところです。

竹田議員がおっしゃるとおり、認知症の人が安心して暮らせる、暮らし続けることができる地域づくりは極めて重要だと考えております。そして、これからの地域づくりは、認知症のみならず地域に暮らす全ての人が役割と生きがいを持ち、支え合う地域共生社会を目指すものと考えております。

平成28年度から社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉に関わるNPO法人等が委員と

なり、長井市生活支援協議体を立ち上げております。現在はコミュニティ協議会も参加し、各コミュニティセンターを拠点とした地域共生社会の基礎となる、支え合いの仕組みづくりに取り組んでおります。認知症も含めた広い視点で地域共生社会の実現を目標とした推進を進めたいと考えておりますので、条例制定につきましては、大変先進的な面白い、これはこれでいいと思うんですが、やっぱりそうしますとほかの条例もつくんなきゃいけない、認知症だけじゃなくてですね。そんなことで、条例の制定、この個別の条例につきましては、国・県の動向なども踏まえて情報収集を行い、これはこれでつくったほうがいいんじゃないかといったときには、ぜひ検討してまいりたいと思っておりますが、やはりこれからはインクルーシブ社会の構築という広い視野から、認知症の方も、あるいは障がいをお持ちの方なども、一緒になって支え合う地域づくり、そういった体制を整えていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○浅野敏明議長 赤間茂樹産業参事。

○赤間茂樹産業参事 私のほうからは、問1の(4)農業経営の法人化の推進について、竹田議員からの、伴走型の支援が必要ではないかという問いにお答え申し上げたいと思っております。

まず、日本は国土の7割が中山間地域で、農業経営体の9割以上を家族農業が占めていると言われて中、本市におきましては、会社組織も含めてですけども、現在26法人が営農しております。法人は、雇用就農として新規就農者の受皿にもなり、地域農業の牽引役として引き続き安定経営を期待しているところでございます。

全国的に家族経営の農家が法人化する事例が増えております。2022年の農業の法人経営体数は全国で3万2,200経営体と言われております。この数はここ10年間で2.3倍になったというこ

とでございます。これは規模拡大の過程で、例えば節税や雇用面での有利性、経営継承がしやすいなど、法人化による効果に注目する農家が多くなっているということが背景だと言われております。

ただ、このようなメリットの反面、課題としては3つほど上げられておまして、1つ目は、経理や申告などの事務作業が増加すること。2つ目として、社会保険で事業主に経済的な負担が生じること。3つ目として、利益がなくても、額は別としてですが、納税義務が発生することが上げられています。

こうしたことから、法人経営の支援といたしましては、現在、公益財団法人やまがた農業支援センター、そして、山形県農業経営・就農支援センター、また、山形県農業経営相談所、一般社団法人山形県農業会議など、農業経営の法人化、経営の改善、経営の継承等の相談窓口が設置されておりますので、こうしたところで雇用の確保や円滑な経営継承へ、また、法人化を検討している場合は農林水産省の農業経営法人化支援総合事業も利用することができるということです。長井市といたしましては、これら国や県の支援策の活用を紹介する窓口として、広く門戸を開いていかなければならないと思っております。そういった取組が長井市としての支援なのかなと考えております。

2つ目、(5)の地域計画の今後の進め方についてでございますが、このたびの人・農地プランの法定化では、人・農地プランの実質化の取組を重視としております。平成24年に制度が開始され、令和3年度現在、1,437市町村において実質化された人・農地プランが作成されたところでございますが、実はこの中には、地域の話合いに基づくものとは言い難いものもあると言われております。

また、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の

農地が適切に利用されなくなることが懸念されますので、利用しやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題ということだと思っております。

本市の人・農地プランは既に実質化されていると判断されてはいますが、地域の話合いを再活性化し、より実質化を進める必要があると認識しております。

具体的には、議員からもご指摘ありましたとおり、1つ目としてアンケートの実施。耕作者や地権者を含む農業者の年齢や後継者の有無等、農地利用に関するアンケートの調査というものをやらなければならないと考えております。

2つ目として現況の把握。アンケートの結果を地図化し、5年から10年後に後継者がいない農地の面積を見える化して、話合いの場に活用するように考えております。

そして3つ目ですが、今後地域の中心となる経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成。農業者だけでなく行政と農業委員会、そしてJA、土地改良区などの関係者、さらには農地中間管理機構などが一体になって推進する体制の下、話合いを十分行って、5年から10年後の農地利用を担う経営体の在り方を集落ごとに決めていくという作業のプロセスになるのかなと思っております。これは手順としても、国のほうでもこのような手法ということを示しておりますので、一つ一つステップを踏んで、現在の人・農地プランの一層の実質化の取組を進めてまいりたいと思っております。

地域の皆さんによる徹底したこのような話合いを深め、これまで営々と築き上げてこられた地域の農業、農地を次の世代にしっかりと引き継げるものになるようにしていかなければならないと考えておりますので、今後ともこの取組に関してはよろしくお願ひしたいと思います。

○浅野敏明議長 佐々木勝彦農林課長。

○佐々木勝彦農林課長 私には、問1で2点ご質

問いただきました。お答えしたいと思います。

最初に、新規就農者の状況についてお答えいたします。議員ご紹介のとおり、山形県の今年5月末までの1年間の新規就農者数が358人で、令和2年度から3年連続で350人以上となりまして、7年連続東北トップをキープしているという状況でございます。

女性就農者数が過去最高の94人になったほか、近年は新規就農者で占める雇用就農者の割合が高い傾向にございますけれども、本年度は雇用就農者よりも自営就農者が多くなっているというのが特徴でございました。

長井市の令和3年6月から令和4年5月末までの新規就農者は11名でございます。内訳は自営就農2名、雇用就農が9名となっております。内訳は新規学卒者が1名、Uターンが3名ということで、非農家出身者等の新規参入者が7名でございます。男性10名、女性1名となっているような中身でございます。

本市の人・農地プランは8プラン策定されております。毎年、地域農業の在り方や中心経営体、農地集積等の方針等を取りまとめ、見直し作業が進められているところでございます。本市は、山形県や置賜地域でも農地の集積が進んでいる状況でございます。人・農地プランの集計におけます農業経営体の状況といたしましては、地域の全経営体数の約21%の中心となる経営体が、地域の全経営面積の約80%相当を経営しています。5年後の契約では、本市の経営面積以上の経営面積となっているところでございます。中心経営体の平均の経営面積は約9.4ヘクタール、平均年齢は60歳、約42%が後継者を有しているという調査でございました。

なお、令和2年農林業センサスで、ふだん仕事として主に自営農業に従事している、いわゆる基幹的農業従事者の年齢階層別の状況を見ますと、65歳以下が全体の27%、65歳以上が73%、うち75歳以上で見れば26%となっております、

65歳以下と75歳以上の構成がほぼ同じになっているというような状況でございます。

続きまして、2つ目の質問にお答えいたします。担い手対策の変化についてお答えいたします。議員ご紹介のとおり、農地中間管理機構の活動状況に関して農林水産省が市町村などを対象に実施した調査の結果、離農などで農地の出し手が増えた場合、地域の担い手が農地を受けられないと見る市町村が85%になるとされております。受けられない理由の多くが、担い手の経営可能な範囲を超えている、担い手に規模拡大の意向がないというものでございました。

本市では、担い手の農地の集積や集約が進み、担い手への農地の集積率は、令和3年度で72.7%と高い割合になっておりますが、地域の農地を集約した法人や担い手からは、同様に限界感の声を伺っているところでございます。農地を受けられない場合は、条件の悪い農地は返却する事態が懸念されます。また、病虫害防除や畦畔、水路の管理に手が回らないなど、水田経営の大規模化において限界が指摘されているところでございます。

既存の担い手の多くに限界感が見られる中で、農地を守るには新しい担い手の確保が必要でございまして、中小経営体や半農半Xなど、農地を適正に利用する者を、地域を支える多様な担い手として位置づけていく必要があると考えております。

これまでの人・農地プランでは、主な農地の受け手として、認定農業者や認定新規就農者など中心経営体を位置づけてまいりましたが、これからの地域計画では、将来の農地の利用者として、中小経営や農地とほかの仕事で生活する半農半Xを含め、より幅広い経営体を位置づけるようになったことからもうかがえるところでございます。

しかし、近年の米価下落や生産資材の値上げ、肥料や飼料の高騰、さらには自然災害の頻発な

ど、持続可能な農業経営が困難を極めていると認識しております。また、これまでの農政の重点は、農業の成長、産業化に偏り、大規模法人化などを目指す経営を担い手として支援してきましたが、多様な担い手を育成・確保するには、効率的かつ安定的な農業経営に支援を集中させる現在の農政全般にわたり検証し、見直すことが必要でありまして、また農業経営の浅い多様な担い手の経営発展に向けた経営学、そして実践を後押しする伴走型の支援が必要であると考えております。

また、営農指導の基本には現場での対話が必要でございます。農作業を進める上で日々の悩みや迷い、こういったものを解消するには、例えばデジタル技術の活用などが有効であり、今後検討していかなければならない、このように考えているところでございます。

○浅野敏明議長 渡部和喜子福祉あんしん課長寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○渡部和喜子福祉あんしん課長寿介護・地域包括支援センター担当課長 私からは、問2、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けるための環境づくりについて、2点お答えさせていただきます。

(1) 認知症サポーターの活動拡大についてですが、竹田議員からありましたとおり、高齢になっても、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進は、重要な課題と考えております。その取組の一つとして、本市では平成21年度から、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人々やその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成を実施しています。認知症の人と地域で関わることの多いと想定される、小売業や金融機関、介護・福祉施設、ミニデイサービスや老人クラブ、学生さんなど、広く市民の方々に認知症サポーター養成講座を受講していただいております。受講者数は令和4年10月時点で延べ

2,800人です。

認知症サポーターの活動は、自分の身近にいる認知症の方々への見守りや、できる範囲での手助けです。国は、認知症サポーターと認知症の人やその家族のニーズをつなぐ、チームオレンジの仕組みづくりを進めており、本市でもその設置に向けて取り組んでまいります。

令和5年度から認知症サポーター対象に、チームオレンジで活動するためのステップアップ講座を開催します。認知症サポーターの活動の枠を広げることで、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指してまいります。

次に、(2) コロナ禍における認知症カフェの活動状況についてですが、本市の認知症カフェは市内3か所の介護保険事業所に委託して実施しており、年間30回開催しております。介護の専門職が認知症や介護の相談を受けるほか、地域の交流の場、居場所としてどなたでも利用されております。コロナ禍以前は委託事業者が近隣にお誘いのチラシをまいたり、介護サービス利用者に声かけをされたりしておりました。また、カフェ開催日は自由に参加できておりました。

コロナ禍においては、参加者は予約制として人数制限を設け、マスクの着用や消毒の徹底などの感染予防対策を行いながら開催してまいりました。参加延べ人数は、令和元年度の255人に対し、令和2年度は65人、令和3年度は76人、令和4年度は10月末までで51人です。

認知症カフェは、本人や家族がリラックスした雰囲気の中でつながりを感じられる貴重な場であり、今後も引き続き感染予防対策を行いながら開催してまいりたいと存じます。

○浅野敏明議長 鈴木幸浩子育て推進課長。

○鈴木幸浩子育て推進課長 私からは、問3の児童センター等の遊具等の安全確保について、順次お答えをさせていただきます。

まず、(1) 児童センターにおける固定遊具

の設置状況についてお答えをいたします。市内では、致芳、西根、平野、伊佐沢、豊田の5つの児童センターにおいて、2歳児から年長児までの児童をお預かりしており、それぞれの施設の園庭には、ブランコや鉄棒、複合遊具、滑り台やジャングルジムなどの複数の機能がまとまった遊具が設置されており、施設によって雲梯や木登りロープなどの遊具も設置されております。複合遊具は平成27年に設置しておりますが、そのほかのほとんどの遊具は施設開設当時に設置されたものであり、点検等によりその使用に支障があると判断された場合には、修繕を行うとともに、各施設の要望を考慮し、更新または撤去を行っております。

続きまして、(2) 児童センターにおけるプール及び固定遊具の事故発生状況についてお答えをいたします。現在、プールや屋外遊具において大きな事故やけがの報告は寄せられておりません。ただし、施設の性質上、子供たちが園庭で遊んだ際には転んで膝を擦りむいたりすることはありますが、その都度手当てを行い、また、保護者への連絡を行っております。事故やけがが発生した場合はもちろんのこと、ヒヤリ・ハット事例についても各施設の朝礼等の時間に職員全体で情報を共有しております。

(3) 児童センターにおけるプール及び固定遊具の点検と対応についてお答えをいたします。遊具の点検については、日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準による点検業務について、5年を超えない範囲の中で専門業者に委託をして行っており、その結果に基づき補修等の対応を行っております。

また、遊具のみならず施設全体について、毎日職員による点検が行われており、毎月1回は全ての事項についてチェックシート等により記録として残すとともに、破損箇所や異常箇所等が発見された場合には、速やかに職員間で情報共有を行うとともに、その対応が必要な場合に

は、指定管理団体である長井市社会福祉協議会事務局及び子育て推進課に連絡をいただくこととしております。

子供たちが利用する施設であり注意に注意を重ねておりますが、事故が起きる可能性は否定できず、万一の事態に備え、各施設において事故発生時のみならず各種マニュアルを作成し、職員間で確認を行うとともに、その対応訓練も実施しております。また、これらのマニュアルの実効性を高めるためにも、その都度必要に応じその更新を行うなど、今後も現場と共に子供たちの安全・安心に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(4) 地域で設置した固定遊具の安全管理についてお答えをいたします。地区や地縁による団体により開設されている遊園地等については、子供の遊び場として、また、地区住民の憩いや参集の場として広く活用されているところも見受けられ、その管理をいただいている方々には感謝を申し上げたいと思います。地区や地縁団体等により遊園地等を設置いただく場合、また、遊具や植栽、手洗い場等を整備いただく場合には、長井市地域福祉基金を運用し、長井市子供の広場整備事業補助金規定に基づきその助成を行っており、今年度この制度を利用し、遊具等の撤去と整地を実施いただいた団体もごぞいます。この制度については、毎年6月頃に市で把握している児童遊園地の管理者宛てに制度自体のお知らせの申請のご案内を行うとともに、遊具の点検用紙を同封し、実際の点検を要請しております。

また、不定期に子育て推進課の職員が遊園地等の遊具の見守りを行っておりますので、今後経年劣化や腐食等によりその使用が危険と思われる遊具については、個別に管理者の方と接触し、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○浅野敏明議長 5番、竹田陽一議員。

○5番 竹田陽一議員 児童センターの遊具の關係の安全管理については、今後も引き続きどうぞ丁寧な点検等を行っていただき、子供たちの安全を確保していただきたいと思ひます。

あと、認知症サポーターの關係なのですが、職域でサポーターを養成しているところがあるわけですが、長井市の管理職の方々にもぜひサポーターになっていただきたいなと思ひ思っているんですが、恐らく多くの方がもう講座を受けてサポーターになられているところもあるかと思ひます。管理職のサポーターへの参加について、市長にお伺ひします。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 竹田議員おっしゃるように、やはり私も管理職、率先してサポーターにならなきゃいけないと思ひ思っていますが、のろのろしていると私みたいに自分自身が認知症に近くなるということになりますので、ぜひ来年度、いろいろ講習などを受けて、何らかの事情がない限り皆さんサポーターになるように、しっかりと声かけをしてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○浅野敏明議長 5番、竹田陽一議員。

○5番 竹田陽一議員 ありがとうございます。

市民総ぐるみで共生のまちをつくるというようなことで進めていきたいなと思ひ思っています。

以上で質問を終わります。

散 会

○浅野敏明議長 本日はこれをもって散会いたします。

再開は、明日午前10時といたします。ご協力ありがとうございました。